

第7回香南市農業委員会議事録（令和2年7月）

1. 開催日時 令和2年8月3日（月） 午後1時42分から午後3時20分

2. 開催場所 香我美市民館1階 大ホール

3. 出席委員（36人）

農業委員（19人）

1番安岡洋光（会長職務代理）、2番横田榮介、3番野島利英、4番井澤 傳、5番門脇芳充、6番百田順一、7番岡村 彰、8番近森一夫、9番柳本 章、10番三浦輝之、11番西村政吉、12番久武恵一、13番藤村和明、14番石丸典男、15番松村一恵、16番溝渕洋介、17番加藤 明、18番宮崎利博、19番恒石 巖（会長）

農地利用最適化推進委員（17人）

1番小松英介、2番松山 好、3番宮崎誠二、4番小松達夫、5番村上信一郎、6番野嶋由慎、7番黒岩健志、8番岩川 覚、9番山本 智、11番末久直樹、13番河崎勝實、14番乾 祐司、15番水田恭二、16番恒石 謙、17番谷山彰夫、18番杉村敬介、19番高倉 享

4. 欠席委員

10番柳本佳洋 12番久武光顕

5. 議事日程

（1）開 会（会長）

（2）議事録署名委員の指名 18番宮崎利博 1番安岡洋光

（3）議 事

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号	非農地証明について
議案第4号	農地法第18条の規定による合意解約について
議案第5号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について
議案第6号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
その他の件	①農地のあっせんについて ②農地パトロールについて

6. 委員以外の出席者	農業委員会事務局長	中邑 彰彦
	農業委員会事務局主任	宇田 道太郎
	農業委員会事務局主事	刈谷 弘法

7. 会議の概要

議長 ただ今から第7回香南市農業委員会を開催致します。

ついに梅雨明け宣言が出され、太陽が一段と輝きを増したように感じられます。入道雲がわきたち、蟬時雨が暑さをかきたて、本格的な夏の到来となりました。早稲の稲田もすっかり黄金色になり、収穫期に入っておりますが、くれぐれも熱中症や新型コロナウイルス感染症予防に気を配りながら、農作業に従事していただきたいと思います。忙しい中、ご出席いただきご苦労様でございます。

最初に本日の出席委員の報告を願います。

(開会 13 時 42 分)

事務局 本日の出席委員は 19 名です。香南市農業委員会総会会議規則第 8 条の規定により、総会は成立していることをご報告いたします。

なお、本日欠席の連絡がありましたのは、10 番、12 番推進委員さんです。

議長 次に本日の議事録署名委員を指名させていただきます。18 番宮崎委員、1 番安岡委員を指名いたします。両委員さんよろしくお願いいたします。

なお、本日も現地案件がございましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のためバスでの移動を自粛し、中止することとしましたのでご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長 議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

事務局 農地法第 3 条の規定による許可申請につきまして、受付番号 30 番の説明を致します。

申請地は香我美町下分字芝 1527 番 1、地目は田、面積 1,312 m²です。

譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。受付番号 30 番につきまして、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

補足説明があれば 8 番農業委員さんお願いします。

8 番 問題ありません。

事務局 続きまして、受付番号 31 番の説明を致します。

申請地は野市町大谷字東原田 173 番、地目は田、面積は 833 m²です。

譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。受付番号 31 番につきまして、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

補足説明があれば 15 番農業委員さんお願いします。

15 番 事務局の説明で問題ないと思います。

事務局 続きまして、受付番号 32 番の説明を致します。

申請地は野市町下井字ウノ丸 1792 番、地目は田、面積 274 m²です。

譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は譲渡です。受付番号 32 番につきまして、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第 3 条第 2 項各

号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
補足説明があれば14番農業委員さんお願いします。

14番 事務局の説明があったように問題ないと思います。

事務局 続きまして、受付番号33番の説明を致します。
申請地は香我美町末清字西福寺前168番2外9筆、地目は田及び畑、面積は2,736㎡です。
譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は譲渡です。受付番号33番につきまして、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
補足説明があれば10番農業委員さんお願いします。

10番 面積は大きいですが、身内からの譲渡で問題ないと思います。

事務局 続きまして、受付番号34番の説明を致します。
申請地は野市町中ノ村字紺屋々敷813番1外1筆、地目は田及び畑、面積375㎡です。
譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。受付番号34番につきまして、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
補足説明があれば17番農業委員さんお願いします。

17番 譲受人は高齢ではありますが、隣接地で果樹等耕作しており、十分管理できておりますので問題ないと思います。

事務局 続きまして、受付番号35番の説明を致します。
申請地は吉川町吉原字東野口1033番2、地目は畑、面積337㎡です。
譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。受付番号35番につきまして、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
補足説明があれば11番農業委員さんお願いします。

11番 何年も前から本人が借りて作っている田で問題ないと思います。

事務局 続きまして、受付番号36番の説明を致します。
申請地は野市町母代寺字日吉山668番5、地目は畑、面積46㎡です。
譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。受付番号36番につきまして、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
補足説明があれば16番農業委員さんお願いします。

16番 問題ないと思います。

事務局 続きまして、受付番号37番の説明を致します。

申請地は夜須町坪井字野神 1 7 1 9 番 1 外 1 筆、地目は畑、面積 2,8 0 9 m²です。

譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。受付番号 3 7 番につきまして、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

補足説明があれば 3 番農業委員さんお願いします。

3 番 問題ないと思います。

議長 事務局の説明が終わりましたが、何か質問はございませんか。

1 3 番 3 1 番の案件は当事者ですので退席して先に審議しないといけないのでは。

事務局 議事参与の制限は議決権のある農業委員が対象となります。

議長 他に質問はございませんか。

(なしの声あり)

ないようでしたら採決に入ります。

3 条 8 件、許可に賛成の方は挙手願います。

議長 全員挙手ということで、許可に決定いたします。

議長 続きまして、議案第 2 号農地法第 5 条の規程による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を願います。

事務局 農地法第 5 条の規定による許可申請につきまして受付番号 1 1 番の説明を致します。

申請地は、吉川町古川字前塩田 9 4 0 番 7、地目は畑、面積は 8 4 7 m²です。

位置図及び配置図は 1 ページと 2 ページ、現況写真は 1 ページをご覧ください。

申請地は、土佐くろしお鉄道よしかわ駅の南南東約 4 5 0 m に位置し、太陽光発電施設を設置するものです。

農地の区分としては、「よしかわ駅から概ね 5 0 0 m 以内にある農地」で、第 2 種農地に該当すると判断します。

周囲の状況は、現況写真 1 ページをご覧ください、北は県道を挟み宅地、南は河川、西は同意のある畑、東は宅地および同意のある畑および同意のない畑ですが、この航空写真で黄色に囲んだ 9 4 0 番 2 5 の同意のない畑については、土地所有者へ何度も訪問し書類送付も行ったものの、連絡が取れなかった旨の理由書が提出されております。さらに、本計画では造成は行わず整地のみで、浸透式の防草シートを設置するため現在と同じ全面自然浸透であり、ソーラーパネルは高さ約 1. 2 m で申請地外にはほぼ日陰を生じないため、周辺農地への日照・通風等の支障は無い旨の被害防除計画書が提出されております。

造成等につきましては、先ほどご説明しましたとおり、造成は行わず、整地のみで現状の土の上に浸透式の防草シートを敷きます。

排水につきましては、雨水のみで、現状どおり全て自然浸透です。

補足説明があれば11番農業委員さんお願いします。

11番 事務局の説明どおりで問題ないと思います。

事務局 続きまして受付番号12番の説明を致します。

申請地は、野市町西野字ヲノ丸1838番1外13筆、地目は田、面積は7,830㎡のうち5,063.90㎡ですが、議案書7ページの「土地の表示」に合計14筆の地番を記載しておりますが、地番一覧のうち、下から4行目に「1834番1」と記載されておりますが、正しくは「1854番1」です。申し訳ございませんが訂正頂きますよう、お願いいたします。

位置図及び配置図は3ページから7ページ、現況写真は2ページから7ページをご覧ください。

申請地は、ポリテクカレッジ高知の南東約250mに位置し、建売分譲住宅19棟を建築するものです。

現況写真2ページの航空写真にオレンジ色と青色の破線で示したとおり、開発地内には赤線・青線と、一部現況の無い青線がありますが、これらは開発後には一部付け替わる計画です。

周囲の状況は、申請地全体で見て、北は宅地および譲渡人所有の田、さらに香南市道を挟み北側には譲渡人所有の田および1833番4の同意の無い田がありますが、現況写真7ページの写真⑩のとおり、この同意の無い田は南側市道沿いが現況宅地、倉庫となっており、営農に影響はないと判断します。申請地の西は青線・赤線を挟み宅地および同意のある田、東は香南市道を挟み同意のある田と同意のある畑、南は香南市認定農道を挟み宅地と同意のある田、および1863番2の田です。この1863番2の田は、現況写真7ページの写真⑪のとおり、現況が通路となっており営農に影響は無いと判断します。なお、先ほど申し上げた現況写真7ページの写真⑩と写真⑪については、資料に撮影方向を表示し抜かっており申し訳ございませんが、それぞれ、現況写真2ページ上段の航空写真で、申請地の北側と南側に、オレンジ色で示した1833番4と1863番2の土地を隣接する道路側から撮影した写真となっております。

農地の区分としては、のいち駅から850m以内にある農地で、第2種農地に該当すると判断します。

造成につきましては、現況より約50cm嵩上げし、周辺は擁壁工事を行います。敷地内に新設する道路はアスファルト舗装する計画です。

排水につきましては、生活雑排水は合併浄化槽で処理後、位置図および配置図6ページのように排水し、雨水については区画毎に雨水浸透枳を2つ設置し、溢れる分は生活雑排水と同様に排水する計画です。

位置図および配置図6ページの排水計画図のうち、申請地内東側の赤色と薄い水色のエリアは東側市道側溝へ排水し、申請地内西側の薄ピンク、薄い黄色、紫色、青色のエリアは西側水路へ排水します。残りの、申請地内中央付近の薄い緑色のエリアとその南北にそれぞれある薄い灰色のエリアは最終的に申請地内中央を通る水路へ排水される計画です。

なお、排水路は3つ全て最終的には国道南側を通る下井川へ流入することになりますが、香南市建設課へ確認したところ、下井川の一部は高規格道路の整備に伴い、一部遊水池を設ける計画となっており、やや流水能力が上がる予定であると聞いております。

排水に関しては地元の同意を得ており、開発に伴う市道の工事・占用、および認定農道の工事については香南市建設課より許可済み。青線・赤線の工事および使用についても香南市住宅管財課より許可済みです。

また、開発に関して、香南市土地環境保全条例については、本年7月27日に開催されました開発審査会でもこの計画で承認を得ており、本年7月30日付けで香南市と開発協定の締結をしております。

補足説明があれば18番農業委員さんお願いします。

18番 結構、大きな開発ですから、いつも問題になる下流への影響はどうかなのかなということで現地確認をしましたけど、排水は3つに分かれてますが、下流に行けば同じであるので、事務局の方で詳しく調べてもらった結果が先程の説明です。それと19棟ですので、全部で38個の雨水浸透枳があるということで、その効果については以前からも議論されてますが、そこらあたりを期待しながら、基準には沿っているということで、事務局の説明どおりでよろしいかと思います。

事務局 続きまして受付番号13番の説明を致します。

申請地は、香我美町岸本字ワノ丸377番1、地目は畑、面積は508㎡です。位置図及び配置図は8ページ・9ページ、現況写真は8ページから10ページをご覧ください。

申請地は、土佐くろしお鉄道かがみ駅の北西約200mに位置し、太陽光発電所敷地とするものです。

農地の区分としては、「かがみ駅から概ね300m以内にある農地」で、第3種農地に該当すると判断します。

周囲の状況は、東は赤線を挟み同意のある畑、南東は宅地および墓地、北は賃貸人所有の畑、西は香南市道を挟み宅地および同意のある畑ですが、北西には香南市道を挟み同意の無い畑2筆、南には同意のある畑があります。

北西側2筆の341番1と339番3の同意の無い畑は現況写真10ページの写真⑤のとおりであり、地権者が死亡しており、住民票の除票を調査しても5年間の保存期間が過ぎており所在不明であった旨の理由書が提出されており、この畑については市道を隔てていること、また本件は土地の造成等を行わず、排水も雨水のみで現状通り自然浸透のため隣地農地への影響が無い旨の被害防除計画書が提出されております。なお、現況写真10ページの写真④には、申請地南側の畑1255番1について、同意のない畑と表記しておりますが、本日8月3日時点で、この畑の所有者の同意書が追加提出されておりますので、最新の状況は同意のある畑」ですので、すみませんが訂正をお願いいたします。

造成等につきましては、先ほどご説明したとおり、土地の造成は行わず、現状の土のまま使用し、排水につきましても、雨水のみで、現状どおり全て自然浸透です。また、道路等への新たな工事・占用等はありません。

補足説明があれば5番農業委員さんお願いします。

5番 問題ないと思います。

事務局 続きまして受付番号14番の説明を致します。

申請地は、香我美町岸本字ルノ丸328番17、地目は畑、面積は998㎡です。

位置図及び配置図は10ページ・11ページ、現況写真は11ページをご覧ください。

申請地は、土佐くろしお鉄道かがみ駅の西約180mに位置し、太陽光発電施設を設置するものです。

農地の区分としては、「かがみ駅から概ね300m以内にある農地」で、第3種農地に該当すると判断します。

周囲の状況は、東は香南市道を挟み宅地、西は香南市道を挟み宅地および同意のある畑、南は譲渡人所有の畑、北は宅地です。

造成は行わず、整地して土のまま使用。排水につきましては、雨水のみで、現状どおり全て自然浸透です。また、道路等への新たな工事・占用はありません。

補足説明があれば5番農業委員さんお願いします。

5番 こちらも問題ないと思います。

事務局 続きまして受付番号15番の説明を致します。

申請地は、野市町西野字ヨノ丸2441番3、2441番4、地目は田、面積は合計で246㎡です。

位置図及び配置図は12ページ・13ページ、現況写真も同じく12ページ・13ページをご覧ください。

申請地は国道55号線、日産サティオ高知野市店前交差点の南約300mの東中筋南公民館から東へ約60mの農地で、貸人名義の申請地に、娘婿である借人が自己用住宅を建築するものです。現況写真12ページのとおり、赤色で囲んだ2441番3と2441番4の申請地と合わせて宅地である2440番2も一体的に建築用敷地として使用します。

周囲の状況は、東は貸人所有の田および香南市認定農道を挟み同意のある田、南は認定農道を挟み貸人所有の田および本年6月2日の農業委員会で宅地進入路として非農地証明済みの田、西は貸人所有の田、北は宅地です。

農地の区分としては、のいち駅から850m以内にある農地で第2種農地に該当すると判断します。

造成につきましては、20cmまでの盛土を行い、整地につきましては、駐車場・駐輪場はコンクリート敷き、洗濯物干しスペース、バーベキューコーナー、敷地内通路、その他の部分は碎石敷きとする計画です。

排水につきましては、位置図および配置図13ページのとおり、生活雑排水は合併浄化槽で処理後、東側の既設水路へ排水し、雨水は雨水浸透枡を經由して、生活雑排水と同様に東側の既設水路へ排水します。

排水に関しては地元の同意を得ており、東側既設水路への排水管接続については香南市建設課の許可済みです。

また申請地南側の認定農道は建築基準法上の道路ではありませんので、建築にあたっては建築基準法第43条第2項第1号の認定申請が必要となりますが、これについては高知県建築指導課と事前協議が完了していることを確認済みです。

補足説明があれば18番農業委員さんお願いします。

18番 12ページの現況写真を見ると、造成されているようですが、申請が通る前に先行してやったものではないに、北の宅地所有者が長年に渡って進入しやすいように使っていたもので、釈明書が出ているという事ですから、説明どおりです。

事務局

続きまして受付番号 16 番の説明を致します。

申請地は、野市町母代寺字中見田 170 番 1、地目は田、面積は 781 m²です。

位置図及び配置図は 14 ページから 16 ページ、現況写真は 14 ページ・15 ページをご覧ください。

申請地は、佐古保育所の香南市道を挟み南側に位置し、建築条件付宅地分譲地 5 区画および公衆用道路の造成を行うものです。

農地の区分としては、「街区の面積に占める宅地の割合が 40%を越えている区域内の農地」で、第 3 種農地に該当すると判断します。

周囲の状況は、東は青線・赤線を挟み宅地、西は赤線・青線を挟み同意のある田。南は同意のある田、北は香南市道を挟み宅地および登記地目が田である 183 番 1 と 184 番 1 ですが、この土地は現況が保育所の駐車場となっており、営農への影響は無いと判断します。

造成につきましては、北側の香南市道の高さまで約 30 cm 盛土し、敷地内西側の公衆用道路は現状どおり一部アスファルト敷きのまま、駐車場はコンクリート敷き、その他は碎石敷きです。

排水につきましては、位置図および配置図 16 ページのように、生活雑排水は合併浄化槽で処理後、敷地内新設側溝を通り既存土管より西側水路へ排水します。雨水についても生活雑排水と同様の経路で排水します。

排水に関しては地元の同意を得ており、西側の既存土管を現状のまま使用することについては許可申請等が不要である事は香南市住宅管財課と協議済みです。また、敷地内北側への新設側溝の設置に伴う市道の工事につきましては、香南市建設課より許可済みです。

補足説明があれば 16 番農業委員さんお願いします。

16 番

特に問題ないと思います。

事務局

続きまして受付番号 17 番の説明を致します。

申請地は、野市町西野字チノ丸 756 番、757 番 1、地目は田、面積は合計で 774 m²のうち 487.65 m²です。

位置図及び配置図は 17 ページから 19 ページ、現況写真は 16 ページ・17 ページをご覧ください。

申請地は野市郵便局の北北西約 300 m に位置し、自己用住宅を建築するものです。

ただし、後でご説明する受付番号 18 番と 19 番と合わせて、現況写真 16 ページ上段の航空写真および下段の分筆予定図のとおり、3 筆の農地と用途廃止済みの赤線・青線を、赤色・黄色・緑色でそれぞれ示した 3 件の、別々の個人住宅用地に分けて転用する計画であり、その内の一番南側の赤色の部分が本件にあたります。

周囲の状況は、東と南は宅地、西は宅地および同意のある田、北は譲渡人所有で、受付番号 18 番と 19 番で申請している田および香南市道を挟み同意のある田です。

農地の区分としては、「のいち駅から 850 m 以内にある農地」で第 2 種農地に該当すると判断します。

造成につきましては、47cmの盛土を行い、整地につきましては進入路はアスファルト舗装、それ以外は碎石敷きとする計画です。

排水につきましては、位置図および配置図19ページのとおり、生活雑排水は合併浄化槽で処理後、西側水路へ排水します。雨水は雨水浸透枡を経由し、生活雑排水と同様に西側水路へ排水します。

排水に関しては地元の同意を得ており、西側既設水路への排水管接続については香南市住宅管財課と協議済みです。

また、北側の香南市道からの進入のためのコンクリート床板設置については香南市建設課より許可済みです。

補足説明があれば18番農業委員さんお願いします。

18番 後の案件も含めて一括造成ではないが3区画それぞれの理由があつての申請になっています。問題ないと思います。

事務局 続きまして受付番号18番の説明を致します。

申請地は、野市町西野字チノ丸756番、757番1、757番2、地目は田および畑、面積は合計で802㎡のうち181.66㎡です。

位置図及び配置図は20ページから22ページ、現況写真は先ほどの17番案件と同じく16ページ・17ページをご覧ください。

受付番号17番と同様に、申請地は野市郵便局の北北西約300mに位置し、自己用住宅を建築するものです。

先ほどご説明した現況写真16ページの図に示した3件転用地の内、黄色で示した真ん中の部分が本件にあたります。

周囲の状況は、東は譲渡人所有で受付番号17番で申請している田とそのさらに東は宅地、南は譲渡人所有で受付番号17番で申請している田とそのさらに南は宅地、西は赤線・青線を挟み宅地および同意のある田、北は譲渡人所有で受付番号19番で申請している田と香南市道を挟み同意のある田です。

農地の区分としては、「のいち駅から850m以内にある農地」で第2種農地に該当すると判断します。

造成につきましては、30cmの盛土を行い、整地につきましては北側市道からの進入路はコンクリート床板、それ以外は碎石敷きとする計画です。

排水につきましては、位置図および配置図19ページのとおり、生活雑排水は合併浄化槽で処理後、西側水路へ排水します。雨水は雨水浸透枡を経由し、生活雑排水と同様に西側水路へ排水します。

排水に関しては地元の同意を得ており西側既設水路への排水管接続については香南市住宅管財課と協議済みです。

また、北側の香南市道からの進入のためのコンクリート床板設置については香南市建設課より許可済みです。

補足説明があれば18番農業委員さんお願いします。

18番 問題ありません。

事務局 続きまして受付番号19番の説明を致します。

申請地は、野市町西野字チノ丸757番1、757番2、地目は田および畑、面積は合計で402㎡のうち181.50㎡です。

位置図及び配置図は23ページから25ページ、現況写真は先ほどの17番案件・18番案件と同じく16ページ・17ページをご覧ください。

受付番号17番・18番と同様に、申請地は野市郵便局の北北西約300mに位置し、自己用住宅を建築するものです。

先ほどご説明した現況写真16ページの図に示した3件転用地の内、一番北側の緑色で示した部分が本件にあたります。

周囲の状況は、東は譲渡人所有で受付番号17番で申請している田とそのさらに東は宅地、南は譲渡人所有で受付番号18番で申請している田および受付番号17番で申請している田とそのさらに南は宅地、西は譲渡人所有で受付番号18番で申請している田とそのさらに西は赤線・青線を挟み宅地および同意のある田、北は香南市道を挟み同意のある田です。

農地の区分としては、「のいち駅から850m以内にある農地」で第2種農地に該当すると判断します。

造成につきましては、30cmの盛土を行い、整地につきましては、通路は碎石敷き、その他は礫質土敷きとする計画です。ただし、位置図および配置図24ページの土地利用計画図につきまして、建築物の南側にヨド物置：面積8㎡と記載されたスペースが南北に2つありますが、このうち北側の物置スペースについては、用途をバーベキュースペースに変更されており、令和2年7月30日時点で、修正された土地利用計画図が事務局に提出されております。

排水につきましては、位置図および配置図25ページのとおり、生活雑排水は合併浄化槽で処理後、北側市道側溝へ排水します。雨水は雨水浸透枡を経由し、生活雑排水と同様に北側水路へ排水します。

排水に関しては地元の同意を得ており、北側水路への排水管接続、および、進入のためのコンクリート床板設置についても香南市建設課より許可済みです。

補足説明があれば18番農業委員さんお願いします。

18番 問題ありません。

事務局 続きまして受付番号20番の説明を致します。

申請地は、夜須町夜須川字北野137番3、地目は田、面積は499㎡です。

位置図及び配置図は26ページ・27ページ、現況写真は18ページをご覧ください。

申請地は県道夜須物部線の農免道路登り口から南へ約100mに位置し、自己住宅を建築するものです。

周囲の状況は、東は譲渡人所有の田、北は譲渡人所有の田および同意のある田、西は県道を挟み同意のある田および同意のある畑、南西は香南市公衆用道路を挟み譲渡人所有の田、南は香南市公衆用道路を挟み用悪水路と同意のある田です。

農地の区分としては、10ha以上の集団農地で第1種農地に該当しますが、農地法施行規則第33条第4号の「集落に接続して設置されるもの」に該当し、不許可の例外に当たると判断します。

造成につきましては行わず、現状高のまま整地します。

排水につきましては、位置図及び配置図18ページのとおり、生活雑排水は合併浄化槽で処理後、西側既設水路へ排水し、雨水も生活雑排水と同様に西側水路へ排水します。

排水に関しては地元の同意を得ており、計画に伴う西側水路への排水管の接続

についても香南市建設課より許可済みです。
補足説明があれば4番農業委員さんお願いします。

4番 問題ないと思います。

事務局 続きまして受付番号21番の説明を致します。
申請地は、野市町大谷字丸山1135番3、地目は畑、面積は346㎡です。
位置図及び配置図は28ページ・29ページ、現況写真は19ページから20ページをご覧ください。
申請地は、野市中学校の南東約250mに位置し、令和2年4月から新たに土木・建築業として申請地の約30m東で会社を始めた賃借人が、賃貸人所有の申請地を、駐車場および資材置場として使用するものです。
農地の区分としては、「香南市役所本庁舎から800m以内にある農地」で、第2種農地に該当すると判断します。
周囲の状況は、東は宅地、西は賃貸人所有の田、南は香南市道を挟み同意のある田および墓地および2筆の畑ですが、この1139番2および1139番4の2筆の畑は、現況写真20ページの写真③のとおり、現況が墓地であり営農への影響は無いと判断します。申請地の北は用悪水路を挟み賃貸人所有の畑および墓地と山林です。
造成につきましては、盛土等を行わず、駐車場および回転スペース部分を再生砕石敷きとする計画です。
進入路につきましては南側市道から進入します。
排水につきましては雨水のみで、位置図および配置図29ページのように、南側の既設道路側溝へ排水します。
南側市道側溝への排水に関しては既設の排水口を使用し、進入路についても歩道の縁石には既に開口があるため、今回新たな市道への占用等は発生しません。
南側既設水路への排水同意については、土地改良区、地元水利共に、市道側溝のため管轄外で、市の管理であるとの意見でしたが、香南市建設課からは、既存切り欠きを使用するので許可申請等は不要である旨を確認済みです。
なお、申請地内北側の一部には、上空にある送電線に関する地役権が設定されており、今回の計画では建築物の設置は無く、砕石置場・残土置場も最大高が2mであり、影響はないと思われます。
補足説明があれば13番農業委員さんお願いします。

13番 説明どおりで問題ないと思います。

議長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

11番 野市の宅地造成化が増えていますが、野市の水利や建設課で許可を取っていますが、野市の水利もいくつかに分かれており、その区域だけならまかなえると思うが、そこから下の吉川とかはここ10年くらい浸かるようになり、今年も2回ハウスが浸かって植え付けもできない状態、転倒堰一つ変えたらかなりの水が入ってくる。建設課とか水利組合とかは、その区域だけで排水がまかなえるので、許可を出すという事ではなく下の水利とも検討した結果を出してもらわないと下のほうは、これから何ともならなくなってくる。10年前には田に水が入ってく

るということとはなかった。野市は宅地化が進んで田に水が入ることがなくなってきた。建設課等にも検討してもらって計画をたててもらわないと、下は何もできなくなる。高規格道路ができだしてから下が浸かりだした、吉川小学校付近も排水がない。下の排水をどうするのか、排水が追い付かなくなっている。

事務局 委員のおっしゃっていることもわかります。ご意見があったことは伝えますが、この状態でやってきて許可をもらうのか検討するのか、色々なケースがあるので、今ここでどうするか、できるかといった事は言えませんので、他からも同じような意見は聞いたこともあります。ご意見があったという事で建設課とは協議したいと思います。

1 1 番 今までも現地等を見に行った際に、これだけ宅地化してこれを全部流して間に合うのかといった意見も出ている。上を開発して、水利の許可、建設課の許可を取っているということではなしに、これで下にどう影響しているのか検討してもらいたい。これからの課題である。

事務局 県が許可する3,000㎡以上の都計法の開発でも、考え方としては下流の流域までは見ずに許可をしている。県が許可できる内容のものに、市はこうだとは中々言えないと思います。

1 1 番 これから先の課題として、上は開発して良くなっても、下はものが作れなくなる状態。ここ10年そういう状態である。県の土木にも川の浚渫の依頼もしてある。これからの課題として、下のはけ口も何とかしてもらわないと困ると思う。

事務局 これからの課題ということで、建設課や県土木にも浚渫等についても言うようにはしますが、県土木も河川が多いので順番をつけてやっていると思いますが。

1 2 番 調整池があるが、下も上からの水を使っているが、大水の時に下に来るのは事実であるので、上の方も考えてもらいたいところはある。

1 8 番 約5,000㎡の開発の件ですが、現地を見ながら何が問題かと言ったら、11番委員の言われていることを、どう反映できるかという事を考えます。水路に入る水の量は変わらないので、結局一緒になって下にいくので水路に入る水を減らすしかない。浸透枿や遊水地を作るような事しかないが、中々そういうものを、遊水地となると大規模にもなってくる。下流の排水の能力を少しでも上げるようなことを管理者に大事だという認識を持ってもらわないといけない。私が委員になってから2年少しですけど、西野地区は特に開発が多い。県下でも多い方だと思う。線引きもされていないので開発しやすい。市として、この10年くらいで、どれだけ開発されたか等データをもって、ここを重点的にやっていく等のような形で、少しでも救えるところがあれば、やってもらえるような動きをしてほしい。個々の現場でどうするかは中々できない。全部合わせたらこれだけになるという事を市や県も認識を持ってほしい。であればここで言っていることが少しでも反映できるのではないかと思いますので、是非そういう方向で検討してもらいたいと思います。

- 議長 今、意見がありました。農業委員会としても担当部署にこういった意見が出ていることで話をしていきたいと思います。
他に質問はございませんか。
- 1 番 写真の P 2 0 は現地と関係ない写真では、道路の南側ではないですか。
- 事務局 申請地ではないです。申請地の道路を挟んで南の隣接地で地目上は農地になっていますが実際は墓地になっています。農地であれば同意がいりますが、現況墓地になっているので営農には影響ないという事で写真をつけています。
- 議長 他に質問はございませんか。
- 1 4 番 1 7 番ですけど、のいち駅から 8 5 0 m 以内とありますが、本庁の方が近いように思いますが、本庁から 8 0 0 m 以内の範囲からはずれていますか。
- 事務局 本庁からの範囲を確認してないですが、もし両方に該当していたとしても区分はかわらないということと、農振農用地の除外の時も、この要件でしたので今回もそのまま使っております。
- 1 4 番 本庁 8 0 0 m 以内に入っていれば、どちらが基準となるのか。
- 事務局 両方該当の場合、どちらかという基準はありません。
- 1 2 番 太陽光発電施設の案件の隣地の同意がないという件で、営農に影響がないという説明があったが判断基準は。
- 事務局 基本的に建物の場合はここまで、太陽光の場合はここまでという基準はありません。今回の場合であれば太陽光の高さも日影を生じない高さで、下を舗装するわけではないので理由書と被害防除計画を申請者が提出しておりますので、現地でも確認しております。
- 1 2 番 家の近くに建てると反射するなど考えられるが、隣地の同意がもらえない理由は何が多いのか。
- 事務局 今回、太陽光 3 件の内 2 件については同意をもらえてない農地がありますが、主な内容としては、所有者に文書を送ったが何の反応もない。所有者が亡くなっており誰が管理しているかが不明である。というのが理由です。
- 1 1 番 1 3 番、1 4 番太陽光の名称が違うのはどうしてか。
- 事務局 太陽光の案件に限らず、申請者が記載したものを載せているので、決まった名称の書き方があるわけではありません。
- 1 3 番 1 7 番、1 8 番、1 9 番の 3 件別々になっていますけど、隣接して開発します

が、こういう出し方で1,000㎡を超したら別々でも開発になるのか。

事務局 可能性はあります。細かい要件等担当課の判断にもよりますが、基本的には1,000㎡を超えれば市の土地環境保全条例にかかることになります。

議長 他に質問はございませんか。
(なしの声あり)

議長 ないようでしたら採決に入ります。
5条11件、許可に同意の方は挙手願います。

議長 全員挙手により、許可に同意し意見書をつけまして、知事に送付いたします。

議長 続きまして、議案第3号非農地証明についてを議題といたします。
事務局より説明を願います。

事務局 受付番号24番の説明を致します。
申請地は、香我美町末清字西福寺前170番6および170番7、地目は田、面積は合計で1,344㎡です。
位置図は30ページ、現況写真は21ページ・22ページをご覧ください。
申請地のうち、170番6は申請人の父親が昭和53年に倉庫を建築し現在に至ります。また170番7は昭和50年に旧香我美町が駐車場を整備し、その後、賃貸借契約を終了しましたが、現状で引き渡しを受け現在に至ります。
補足説明があれば10番農業委員さんお願いします。

10番 問題ありません。

事務局 続きまして受付番号25番の説明を致します。
申請地は、吉川町古川字三木765番1、地目は田、面積は4,806㎡です。
位置図は31ページ、現況写真は23ページをご覧ください。
申請地は、以前は稲作をしていたところ、昭和50年3月頃に養鰻池を設置し、その後、養鰻不況のため廃業し現在に至ります。
補足説明があれば11番農業委員さんお願いします。

11番 問題はありません。

事務局 続きまして受付番号26番の説明を致します。
申請地は、野市町大谷字戸屋場1039番1、地目は畑、面積は173㎡です。
位置図は32ページ、現況写真は25ページ・26ページをご覧ください。
申請地は、耕作に適さない条件不利地であり、長年耕作を放置していたところ、隣接地が山林であったため自然に山林化し、昭和60年頃には雑木林となって現在に至ります。
補足説明があれば13番農業委員さんお願いします。

13番 問題ありません。

議長 事務局の説明が終わりました。非農地証明について何か質問はございませんか。
(なしの声あり)

議長 ないようでしたら採決に入ります。
非農地証明 3 件、許可に同意される方は挙手願います。

議長 全員挙手により、許可に同意ということに決定を致します。

議長 続きまして、議案第 4 号農地法第 18 条の規程による合意解約についてを議題
といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 受付番号 22 番の説明を致します。
申請地は野市町西野字カノ丸 2143 番外 3 筆。地目は田、面積 3,819 m²。
賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は賃貸人の都合での解約で、新
しい耕作者は未定です。

議長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。
(なしの声あり)

議長 ないようでしたら、お諮りいたします。
農地法第 18 条の規定による合意解約について 1 件、ご異議ございませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしということで、申請どおり許可に決定いたします。

議長 議案書案件を終わりました承認案件ですが、全員書類の方は見ていただいたで
しょうか。見ていない方は確認していただくようお願いします。
全員、確認していただいたでしょうか。
それでは、お諮りいたします。議案第 5 号農業経営基盤強化促進法第 18 条
第 1 項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について、利用権の設定 20
件、所有権の移転 1 件ご異議ございませんか。
(異議なしの声)
異議なしと認め、承認することとします。

議長 議案第 6 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について 3 件ご異議ござ
いませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認め受理することとします。

議長 承認案件を終わりました、その他の件について①農地のあっせん申出について、
貸付 1 件、売渡 1 件、それとハウスを撤去した資材を譲りたいという申出があり
ます。事務局より説明をお願いします。

事務局 今回、貸付1件、売渡1件出ております。それとハウス資材を譲りたいという事で現地写真をお配りしております。貸付地は野市町東野地区、売渡地は吉川町吉原地区、ハウスは夜須町坪井地区、夜須インターを降りたすぐ南側になります。撤去したいので、資材を譲りたいという事です。情報がありましたら事務局までお願いします。

議長 事務局の説明が終わりました。この件について発言のある方はお願いします。

14番 ハウスの撤去ですが、面積が大事ですが、どれくらいですか。

事務局 面積が2,600㎡くらいです。かなり広い農地でないと、この資材を持ってくるのも難しいと思います。ハウスの状態はいいです。

議長 続きまして、②農地パトロールについて事務局より説明願います。

事務局 本日は令和2年度の農地パトロールについて、日程・実施方法などを説明させていただきます。

まずお手元に配布させていただいております資料をご確認ください。配布物一覧表、地図（航空写真）、委嘱状、農地パトロール調査区分の考え方、調査員割当表、農地パトロールタブレット割当表、名札になります。確認していただいて不足があれば言ってください。

つぎに、農地パトロールの日程ですが、9月3日～10月9日で予定しております。

パトロールの地区は全部で21地区になります。各地区の調査日程につきましては農地パトロールタブレット割当表をご覧ください。

委員の皆様にはこちらの日程で調査をお願いすることになりますが、割当表以外の日に実施を希望される場合は、調査前日までに事務局までご連絡ください。

6番 徳王子と岸本は毎年一緒にやっている、それぞれ割当がありますが、岸本の時に一緒にやるでかまいませんか。

事務局 割当の間でやっていただければかまいません。

6番 18日を予定してます。

事務局 わかりました。

それでは、続けて調査日は予定ですので、具体的な日が決まりましたら、調査日の集合時間、集合場所を事務局までご連絡をお願いいたします。

なお、昨年度は赤岡、岸本、徳王子については地図による現地確認をしていただいておりますが、今年度から全地区タブレットを使った現地確認をお願いすることに変更させていただきましたのでご了承ください。

つぎに、農地パトロールの実施方法について説明いたします。パトロールは基本的に、農業委員、推進委員、市職員の3名を一班として実施いたします。パトロール中はお配りしました名札の着用をお願いします。パトロール当日は担当地

区を巡回していただき、地図とタブレットにより遊休農地の有無について調査をお願いいたします。地図には昨年までの調査結果が表示されております。また、地図にのっていない新たな遊休農地がありましたら、タブレットに入力をお願いいたします。

なおタブレットの操作は職員が行います。調査を効率的に実施するために、班によっては委員の方が運転される場合があると思いますが、万一事故が発生した場合は農業委員会事務局までご連絡ください。パトロール中の事故については公務災害という取扱いになりますので、必ずご連絡をお願いいたします。

調査が終わりましたら、事務局へ名札とタブレットの返却をお願いします。地図については以後利用される委員の方もおいでだと思いますので、ご返却いただかなくてもかまいません。

以上で今年度の農地パトロールについての説明を終わります。

議長 よろしくをお願いします。この件について何か質問はございませんか。

事務局 お願いですが、調査期間を9月3日からとなっていますが、可能な地区があれば8月から実施していただけると、あとの日程もつんでおりますので、可能であれば8月に実施できる地区があれば事務局までご連絡ください。稲刈り等あるので下旬頃からになるかと思いますが。

事務局 （農業委員会全員研修会日程等について連絡他伝達）

議長 以上、本日予定していました、全ての案件につきまして審議は終了いたしました。何か他にございませんか。

1 2 番 委員会終了後に総務広報委員会を開催しますので委員の方はお願いします。

1 4 番 委嘱についての同意書ですが。

事務局 同意書ですが、調査員をお願いするという事で配布しております。本日提出していただきたいので記入したら事務局までお願いします。

議長 他にございませんか。

議長 ないようでしたら、以上で第7回の香南市農業委員会を終了したいと思います。
なお、次回の農業委員会は、9月2日（水）午後1時30分から、この場所で行いますので、よろしくお願いします。

（ 閉会 15時20分 ）

議事録署名人

議事録署名人

会 長